

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）2月8日付け山口警備第37号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年11月28日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「2022年11月26日に、防府市の梅テラス南側駐車場を山口県警察が、裸坊の雑踏警備のため、借り上げたと聞いているが、この件に関する、申請・許可にかかる書類及び、実際に駐車した警察車両に関する書類（車両運行記録など）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下のとおり特定した。

- (1) 施設使用許可願いについて(お願い)
- (2) 防府天満宮御神幸祭(裸坊・女神輿)警備計画書
- (3) 運転日誌

3 実施機関の処分

実施機関は、本件公文書のうち、上記2の(1)の公文書については令和5年2月8日付で公文書開示決定を、同じく上記2の(2)及び(3)の公文書（以下、「本件対象公文書」という。）について、同日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より）
（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）
（省略）

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の2及び3のとおりであり、令和4年防府天満宮御神幸祭開催に伴い、実施機関が、雑踏事故の絶無を図るための各種対策を定めた「防府天満宮御神幸祭警備計画書」の一部であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条各号（非開示事由）の該当性について

（1）条例第11条について

ア 第4号について

条例第11条は、実施機関は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報などが考えられている。

イ 第7号について

条例第11条は、同条第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの

間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

本号は、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係当事者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる恐れがある情報」とは、非公開を条件に任意に提供された情報、協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる恐れがある情報などをいう。

(2) 判断

本審査請求においては、本件処分で実施機関が条例第11条第2号（個人情報）以外、すなわち同条第4号（犯罪捜査等情報）及び第7号（協力・信頼関係情報）に該当する情報であることを理由として非開示とした判断の妥当性が争点となっていることから、それぞれ実施機関が非開示とした判断の妥当性について、以下の通り検討する。

ア 条例第11条第4号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書のうち、「防府天満宮御神幸祭（裸坊・女神輿）警備計画書文書」中、

○ 「雑踏警備部隊編成表2/2」のうち

実施本部欄の

- ・班名欄
- ・任務分担等欄
- ・配置場所欄
- ・呼称名欄
- ・従事員欄
- ・無線機欄
- ・信号鍵欄
- ・車両欄
- ・人数欄

後方支援欄の

- ・人数欄

○ 「雑踏警備部隊編成表(11月27日：女みこし)」のうち

実施本部欄の

- ・従事員欄

後方支援欄の

- ・人数欄

の非開示部分に、雑踏警備部隊の体制や装備などにかかる情報が具体的に記載されていた。

これらの情報を開示した場合、勤務体制の手薄な日や手薄な部分を狙うなどの対抗措置を講じることにより、違法行為の敢行を容易し、又は助長するなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある、との実施機関の説明は特段、不自然、不合理とは言えず首肯できる。

また、本件対象公文書のうち、「運転日誌」中、「表題「運転日誌」右の記載部分に記載された違法行為対策に使用する車両の名称に係る情報が、どのような規模の現場にどの車種の車両を使用しているかといった犯罪の予防、鎮圧に関する手法・装備に関する情報であり、公開することにより、将来の犯行を容易にし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある、との実施機関の説明は特段、不自然、不合理なものではなく、同じく「運転日誌」中、「運転前表示走行キロ欄」、「運転後表示走行キロ欄」の非開示部分に記載された情報が、例えば、運転開始・終了時間は長時間に及んでいるが走行時間は短い場合には、警察署の近隣場所での視察・内偵、張り込み、行動確認等を行っていることが類推されるなど、当該車両の移動範囲が推測され、犯罪者や犯罪を企図する者が警察活動を察知し、各種犯罪の敢行を容易にさせる、あるいは逃走や証拠隠滅を図るなど、開示により、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある、との実施機関の説明も特段、不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、上記の情報を条例第11条第4号により非開示とした実施機関の判断に誤りがあるとは認められない。

イ 条例第11条第7号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書のうち、「防府天満宮御神幸祭(裸坊・女神輿)警備計画書文書」中、「自主警備体制」の全ての欄の非開示部分には、主催者から提供された主催者自らの警備体制等に関する情報が、具体的に記載されていた。

これらの情報について、警察と主催者が協力して雑踏警備実施を行う必要性から、警察が非公開を前提として、主催者の警備体制等に関する情報を主催者から任意に取得したものであり、非公開を前提とした情報提供を警察がみだりに公開することで、主催者からの信頼関係を著しく損うおそれがあり、今後の各種イベントにおける情報提供の協力が得られなくなれば、警察と主催者が連携して雑踏警備実施を行うことはできず、参加者の安全確保に間隙が生じる可能性が極めて高い、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、上記の情報を条例第11条第7号により非開示とした実施機関の判断にも誤りがあるとは認められない。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和5年	5月	11日	実施機関から	諮問を受けた。
令和6年	3月	22日	事案の審議を	行った。
令和7年	1月	24日	事案の審議を	行った。
令和7年	5月	23日	事案の審議を	行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年5月23日現在)